

(6) 大阪府 摂津市 (生活環境部 自治振興課)

平成 20 年 4 月、市長からの指示により「摂津市犯罪被害者等支援条例」、「摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例」を制定した。

摂津市では市長を始め、幹部、財政当局の犯罪被害者に対する意識が非常に高く、犯罪が発生した時に被害者及びその家族に対してまず必要なこととして、地域に住んでいる人の理解と思いやりであるとしている。

■犯罪被害者等施策に取り組んだ背景及び経緯

【取組の経緯】

平成 16 年に「犯罪被害者等基本法」が制定されたのを契機として、摂津市として「何ができるか」、「何をしていくべきか」を具体化するよう市長からの指示があった。これを受け、学識経験者、法律専門家、被害者の代表、被害者支援団体の代表、保護司会の代表、行政の代表による「犯罪被害者等支援施策検討委員会」を設置し、検討を開始した。

検討委員会では、「相談窓口の設置」、「見舞金の支給」、「日常生活の支援」、「家賃の補助」、「雇用の安定」、「二次被害の防止」の 6 項目の支援をしていくことが望ましいとし、平成 19 年 11 月、提言書を市に提出した。

この提言を受け、「摂津市犯罪被害者等支援条例」、「摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例」を定例市議会に上程し、全議員の賛成により可決成立を得た。

その後、支援条例の中にある日常生活の支援と家賃の補助を行うため、「犯罪被害者等日常生活支援に関する実施要綱」と「犯罪被害者等賃貸住宅家賃等の補助に関する要綱」を制定し、総合的な支援制度をスタートさせた。

【窓口設置後の主な取組】

- ・府内外の関係作り：大阪府、警察署、女性相談センター、子ども家庭センターなどと連絡、情報交換を行い、協力依頼をしている。
女性の相談者については、相談内容により、女性政策を担当している部署や福祉課などに協力を依頼するなどしている。
また、マスコミ、市町村、各種団体等からの情報を収集し、犯罪被害者の置かれている状況を把握し、迅速な対応ができるようにしている。
- ・職員研修：関係部署による勉強会、相談員としての知識を得るために研修を行っている。
- ・広報啓発：担当窓口にてポスターの掲示、担当窓口のホームページ上での犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。

【犯罪被害者からの相談等実績】

平成20年度の相談件数は10件あり、そのうち面接が6件、電話だけの相談が4件あった。内容は主に傷害、DV、痴漢行為、窃盗、離婚、親族間のトラブルが多く、どのような支援が受けられるかの問い合わせも多かった。

■犯罪被害者等に対する総合的対応窓口

【体制】

・職員の体制

専任（非常勤）：1名

兼任（常勤）：1名

【相談窓口～犯罪被害者総合支援窓口】

- ・相談については、窓口の専用電話にかかる場合、警察を通じて連絡がある場合、支援団体からの紹介などがあり、いずれの場合も専用の相談室での直接面談により事情を聞くようにしている。
- ・犯罪被害等の相談だけでなく、関連する法律相談、登記相談、人権相談などいろいろな相談に対応している。
- ・相談を受け犯罪被害者が早期に平穏な日常生活に復帰できるよう、各支援サービスの提供、紹介を行っている。



犯罪被害者等専用の相談室



相談室には通常入口の他、人目につかずに入り出しができる裏口がある

相談室の様子

【他部署や機関との連携】

- ・関係部署の17の課で犯罪被害者連絡会議を設置して支援体制を整え、協力依頼、円滑な情報交換ができるようになっている。
- ・摂津市には自治会が120ほどあり、年2回総会を開いている。その際、摂津市が各自治会に出向いて犯罪被害者等支援の説明をし、地域の人の理解・協力を訴えている。
- ・犯罪が広域化している現状を考慮すると、府外の警察等の機関からの情報提供や地域外に居住する方の犯罪被害者支援等、条例で定めた想定外の支援についての課題が発生し

ている。

■人材の育成

- ・犯罪被害者連絡会議の関連部署 17 課を対象とした勉強会を行い、犯罪被害者等に対する知識、理解を深めている。また、摂津市では相談員としての知識を得るために研修を受けることも必要だが、被害者や支援をしている人と直接話をして、その気持ちを察することも必要だとしている。

■ 広報・啓発

【廣報】

- ・摂津市の広報誌、テレビ、ラジオの広報番組を活用し、犯罪被害者等支援への取組や経緯などを広報している。
 - ・ポスター、リーフレット類で条例、計画、指針の紹介、対応窓口の案内、犯罪被害者等が利用できる各種相談窓口や支援制度の紹介を行っている。

主な支援の内容

1 相談・情報提供などを行ないます。

被害者の方にござるお問い合わせに答へ、在宅、医療、保健等に必要な情報等を出しながら、被害者の方に被害者であることが理解できるまで相談を行ないます。

2 見舞金を支給します。

被害者の方に相談の際により、被害者を支つたが又はその扶助金、又は生活費に困らぬ場合は見舞金を支給します。

(1) 被害者が自住地において賃貸借契約を有して居る場合
月額一回(年間合計12回)
賃料(年間合計1年分)
場所：賃貸市町村新規申請係(被害者戸内)

(2) 被害者が自宅にて生活する場合
月額一回(年間合計12回)
場所：被害者戸内

(3) 被害者が自宅にて生活する場合
月額一回(年間合計12回)

3 日常生活の支援を行ないます。

被害者の方にござる日常生活に伴う、在宅、医療、保健等に必要な情報等を出しながら、被害者の方に被害者であることが理解できるまで相談を行ないます。

被害者の方は被害者の立場で相談又は支援による相談に立ちます。お問い合わせなどを行ないます。

4 家賃等を補助します。

故意による犯行行為により、被害者等が被害の住民に迷惑することの原因となつた場合、折りに因る被害者等の被害の立場で相談又は支援による相談に立ちます。

(1) 被害者が自住地において賃貸借契約を有して居る場合
月額一回(年間合計12回)
賃料(年間合計1年分)
場所：賃貸市町村新規申請係(被害者戸内)

(2) 被害者が自宅にて生活する場合
月額一回(年間合計12回)
場所：被害者戸内

(3) 被害者が自宅にて生活する場合
月額一回(年間合計12回)

被害者の内訳は次のとおりです。
被害者に付けることとしておりません。

(1) 月額一回すること
月額：4,000円(年間合計48,000円)

(2) 月額一回すること
月額：3,000円(年間合計36,000円)

(3) 月額一回すること
月額：2,000円(年間合計24,000円)

5 就業の支援を行ないます。

出向先の就業センターを通じて、被害者の被害の立場で相談又は支援を行う場合に於ける就業について、被害者に相談を求めるなど、ヒヤーカー等被害相談員とも連携を取らせるサポートします。

犯罪被害者等相談窓口

専用電話 **06-6383-1133**

専門相談員
付：月～木(午前9時～午後5時)
祝日：午後5時～午後6時
場所：東津市役所新規申請係(被害者戸内)

主な支援の内容

犯罪被害者等相談窓口

専用電話 **06-6941-0003** (フッショウ通報専用) #1110

犯罪被害者対応係
TEL: 0570-079714

社会課
TEL: 06-6941-0110

少年課
TEL: 06-6772-7867

ヨコカーライツ
TEL: 06-6937-2110

暴力問題係
TEL: 06-6941-1166

ヨコ相談
TEL: 06-6725-8511
ドン・ソシーカー相談
TEL: 06-6946-7890
ヨコカーライツ
TEL: 06-6380-0049

虐待虐待
TEL: 06-6943-7076
暴力問題係
TEL: 06-6389-3526

電話相談窓口
TEL: 06-6774-6365

東津市生活環境部自治振興課

東津市生活環境部
東津市三丁目1号(市役所新規2階)
TEL: 06-6383-1111(FAX: 06-6383-8500)

少しくらい早く
平穏な生活が復旧できるよう
応援します。

犯罪被害者等支援のパンフレット

摂津市の広報誌